

平成27年4月15日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成26年(行コ)第9号 政務調査費返還請求控訴事件

(原審 金沢地方裁判所平成24年(行ウ)第4号)

口頭弁論終結日 平成27年2月4日

判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市鞍月1丁目1番地

被 控 訴 人	石 川 県 知 事
	谷 本 正 憲
同訴訟代理人弁護士	小 堀 秀 行
同	森 岡 真 一
同 指 定 代 理 人	増 田 勉
同	原 田 登
同	二 木 渉
同	吉 田 子
同	大 黒 拓哉
主 文	

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴人の当審における拡張請求をいずれも棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は、控訴人の負担とする。
- 4 原判決主文1項及び2項は、控訴人の請求の減縮により、失効した。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、別紙議員等目録の「議員」欄記載の相手方に対し、同目録の「

当審最終請求額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払うよう請求せよ。

## 第2 事実関係

### 1 事案の概要

- (1) 本件（原審における事案）は、石川県の住民である控訴人が、別紙議員等目録の「議員」欄記載の石川県議会議員19名（以下、個別には苗字により呼称し、併せて「本件各議員」という。）は、それぞれ平成22年度に交付を受けた政務調査費について、石川県政務調査費の交付に関する条例所定の使途基準に反する違法な支出をしたため、同県に対して違法支出に係る金額に相当する金員を不当利得として返還するとともに、その履行期限の翌日である平成23年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うべきであるところ、被控訴人がその請求を怠っていると主張して、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、同目録の「控訴人主張違法額」欄記載の金額から同目録の「自己負担」欄記載の金額を控除した残額である同目録の「原審請求額」欄記載の金員及びこれに対する上記同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を本件各議員にそれぞれ請求することを求めた事案である。
- (2) 原審は、控訴人が問題とした本件各議員の政務調査費の支出について、米田、塙崎及び田中の3名に係る政務調査費の支出の一部が使途基準に適合しないから違法であるとし、また、返還されるべき政務調査費を支払う履行期は到来していないから、遅延損害金は発生していないと判断した上で、自己負担額が違法支出額を超える米田を除き、不当利得として22万5874円の支払を塙崎に請求すること、及び19万8136円の支払を田中に請求することをそれぞれ求める限度で控訴人の請求を認容し、その余をいずれも棄却した。
- (3) 控訴人は、敗訴部分の取消し等を求めて控訴し、当審において、別紙議員

等目録の「当審当初請求額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を本件各議員にそれぞれ請求することを求めたが、原判決後、塚崎及び田中が被控訴人に対し、原判決の上記認容額をそれぞれ任意に返還したため（この事実は当事者間に争いがない。），その金額の限度で請求を減縮し（すなわち、原判決主文1項及び2項に係る請求を減縮した。），同目録の「当審最終請求額」欄記載の金員及びこれに対する遅延損害金の支払を本件各議員にそれぞれ請求することを求めた（なお、原審請求額と比べて、福村、米田、紐野、藤井及び吉田に対する支払をそれぞれ請求することを求める部分に関して、請求を拡張した。）。

## 2 関係法令等の定め及び前提事実

本件の関係法令等の定め及び前提事実は、次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の第2の2及び3に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁2行目の次に、以下を加える。

〔(4) 石川県政務調査費運用基準（以下「本件運用基準」という。乙3）〕

石川県議会は、本件使途基準をより一層具体化した自主的な運用基準である本件運用基準を策定しているところ、本件運用基準によれば、調査研究費としての委託料及び人件費の各支出費目について、次のように規定されている。

ア 調査研究費としての委託料

(ア) 内容

個人・団体に調査研究を委託する経費（委託業務内容、金額等が明確な契約書を作成、成果物とともに保管）

(イ) 政務調査費が充当できるもの（積算または充当限度等）

実費

イ 調査研究費、研修費又は会議費としての会費等

(ア) 内容

会費の支出先となる団体の活動内容や参加費の支出先となる意見交換会・研修会等の内容が、会派又は議員としての調査研究に資するものである場合に限る。

(イ) 政務調査費が充当できるもの（積算または充当限度等）

実費で、各種議員連盟の会費。ただし、別添の不適当な経費に注意が必要（不適当な経費の参考事例として、政党活動経費、選挙活動経費、後援会活動経費、私的経費、その他適当でない経費が列挙され、私的経費の主な事例として個人の立場で加入する団体等の会費等（町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費、スポーツクラブ会費、ボランティア活動等個人で参加する団体の会費等）が挙げられている。）。

ウ 人件費

(ア) 内容

政務調査研究補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料

(イ) 政務調査費が充当できるもの（積算または充当限度等）

実費で、按分の場合、議員が雇用するときは2分の1以内かつ月15万円以内」

(2) 原判決4頁12行目の次に、以下を加える。

「(4) 塚崎の委託契約

ア 塚崎は、平成22年4月1日、有限会社エステルとの間で、次のとおりの内容を含む委託契約書を取り交わして、業務委託契約を締結した（乙4）。

(ア) 委託料

120万円

(イ) 委託業務

名称 地域開発調査業務

内容 地域開発に関する有用な調査一般を行う。

地場産品を活用した石けんづくりの調査、講習会の開催

原材料の調達に関する調査研究

障害者・高齢者雇用に関する調査研究

異業種からの奥能登農業への参入調査（建設業への支援、企業進出を含む。）

(ウ) 期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間

イ 塚崎は、有限会社エステルに対し、上記委託料として少なくとも合計110万円を支払った（甲4の1の1ないし11）。

(5) 吉田の委託契約

ア 吉田は、平成22年4月1日、第三者（個人）との間で、次のとおりの内容を含む委託契約書を取り交わして、業務委託契約を締結した（乙5）。

(ア) 委託料

月額3万円

(イ) 委託業務

名称 政務調査活動補助業務

内容 政務調査活動に関する資料整理及びパソコン入力

(ウ) 期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間

イ 吉田は、上記第三者に対し、上記委託料として合計36万円を支払った（甲4の2の1ないし12）。

## (6) 田中の委託契約

ア 田中は、平成21年3月31日、株式会社サンアールとの間で、次のとおりの内容を含む業務委託契約書を取り交わして、業務委託契約を締結した（乙8）。

### (ア) 委託料

月額18万円

### (イ) 委託業務

調査研究、聞き取り調査、地域情勢観察、その他

### (ウ) 期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間

イ 田中は、株式会社サンアールに対し、平成22年度の上記委託料として合計216万円を支払った（甲4の3の1ないし12）。

## (7) 田中の平成22年度政務調査費収支報告書

田中が作成、提出した平成22年度政務調査費収支報告書において、上記(6)イの委託料216万円は調査研究費の支出として報告されていた（甲3の19、弁論の全趣旨）。」

## 3 争点及び当事者の主張

本件の争点及び当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁18行目末尾の次に「また、特に中川、福村、向出及び米田において政治団体である政和会の年会費の支払のために政務調査費を支出したこととは、政務調査費を政治資金にするものであり、違法である。さらに、被控訴人は、支払先の私的団体が専ら議員の立場を離れた個人的資格において加入・参加すべきものではないことを立証していない。」を加える。

(2) 原判決4頁21行目末尾の次に「なお、新聞購読料が本件使途基準の資料購入費に当たるとしても、それを裏付ける証拠を被控訴人は提出していない。

」を加える。

- (3) 原判決4頁24行目の「調査事項」を「調査事項の全般」に改め、同26行目末尾の次に「しかも、被控訴人が提出した乙9及び10は、塙崎が委託した調査業務に係る成果物とはいえず、他に成果物といえるものが証拠として提出されていない。」を加える。
- (4) 原判決5頁4行目の「事務処理委託料」から6行目末尾までを「政務調査活動に関する資料整理及びパソコン入力の事務処理委託料の支払のために政務調査費から36万円を支出しているが、これは調査研究の委託ではないから、本件使途基準に適合しない。」に改める。
- (5) 原判決5頁11行目の「支出しているが、」の次に「株式会社サンアールとの間の業務委託契約は、議員活動業務の委託契約であるから、その業務委託料の支払のために政務調査費を支出することは違法である。しかも、」を、同15行目の次に「また、田中は、平成22年度政務調査費収支報告書に、上記業務委託料を調査研究費として報告しているから、その支出の違法性の有無をこれと異なる人件費に当たるか否かによって判断することは許されないばかりか、上記業務委託料は、本件使途基準及び本件運用基準にいう人件費にも当たらない。」をそれぞれ加える。
- (6) 原判決5頁16行目から22行目までを次のとおり改める。

「カ なお、原判決は、政務調査費の支出の違法性の有無を判断するに当たり、政務調査費の本来の使途及び目的に反する支出であるか否かという基準で判断している。

しかし、本件条例に基づいて定められた本件規程の本件使途基準は、政務調査費の各費用ごとに使途基準の内容を規定しているから、上記の違法性の有無は、収支報告書に記載された個々の費用ごとにそれに対応する本件使途基準に適合するか否かによって判断すべきである。そして、控訴人は、本件で問題となる本件各議員の政務調査費の支出について、

本件使途基準に適合していないことを推認させる外形的事実を主張立証している。」

- (7) 原判決 6 頁 2 行目末尾の次に「なお、原判決が説示する判断基準は、他の裁判例でも採用されており、何らの問題もない。」を、同 16 行目末尾の次に「また、政和会が政治団体であるとしても、政治団体が政策の調査研究をすることは許されるのであって、会費等の支出先の団体が政治的目的をもつて結成され、政治活動を行っているからといって、当該団体に対する会費等の支出が直ちに違法となるものではない。」をそれぞれ加える。
- (8) 原判決 6 頁 19 行目の「適合しているといえる。」の次に「新聞購読料は本件使途基準の資料購入費に当たるから、その支払のために政務調査費を支出することは違法でない。」を、同 7 頁 3 行目末尾の次に「また、乙 9 及び 10 が、塚崎の委託した調査業務に係る成果物であることは明らかである。」をそれぞれ加える。
- (9) 原判決 7 頁 20 行目の「委託した。」を「委託し、同社は、日常的かつ継続的に委託の趣旨に沿った調査研究業務を遂行した。」に、同 24 行目を「したがって、その業務委託料は本件使途基準の調査研究費に当たるし、仮にそうでないとしても、少なくとも本件使途基準の人件費に当たり、政務調査費の支出が本件使途基準に適合するか否かの判断は、当該議員が作成した収支報告書の内容に拘束されないことからして、上記業務委託料が人件費に当たるのであれば、違法な支出とはならない。」にそれぞれ改める。
- (10) 原判決 8 頁 1 行目の冒頭から 3 行目の「いうべきであり、」までを「本件条例 9 条 1 項は、収支報告書等の提出期限のみならず、概算払として交付された政務調査費の精算期限が翌年度の 4 月 30 日であることを規定するものであるから、政務調査費の支出が本件使途基準に適合しないときなどに会派又はその所属議員が負う不当利得の返還義務は、翌年度の 4 月 30 日という確定期限の定めがある債務である。したがって、」に改める。

(11) 原判決8頁7行目末尾の次に「政務調査費の返還義務の法的性格は不当利得返還義務であり、期限の定めのない債務である。なお、本件条例9条1項は、収支報告書等の提出期限を規定するものであり、政務調査費の返還期限を規定するものではない。」を加える。

### 第3 当裁判所の判断

当裁判所は、控訴人の本件請求（ただし、当審における拡張及び減縮後の請求）は全て理由がないから、これらを棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第4の1及び2に記載されたとおりであるから、これを引用する。

#### 1 原判決9頁8行目の次に、以下を加える。

「控訴人は、政務調査費の支出の違法性の有無を判断するに当たっては、原判決の挙げる政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であるか否かという基準ではなく、収支報告書に記載された個々の費用ごとに本件使途基準に適合するか否かを基準とすべきであると主張する。

しかし、原判決は、その説示から明らかであるとおり、本件の政務調査費の支出が本件使途基準に適合するか否かという観点からその適法性を論じているのであり、本件使途基準を具体的な指標とした上で、政務調査費の本来の使途及び目的に反する支出であるか否かを検討する旨を説示しているのであるから、控訴人の上記主張は、原判決を正解しないものといわなければならない。また、政務調査費の支出の違法性の有無については、当該支出がその内容に照らして本件使途基準の各費用に適合するか否かを客観的に判断すべきであり、議員の作成した収支報告書の記載の在り方には必ずしも拘束されないというべきである。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。」

#### 2 原判決9頁14行目の「そして」を「また、本件運用基準においても、当該団体の活動内容や意見交換会・研究会等の内容が議員としての県の事務及び地

方行財政に関する調査研究に資するものであれば、調査研究費、研修費又は会議費として、その会費等の支払のために政務調査費を支出することが許されていることは、前記のとおりである。そうすると、」に、同23行目の「本件条例及び本件規程」を「本件条例等の関連法規」にそれぞれ改める。

3 原判決10頁9行目の次に、以下を加える。

「なお、証拠（甲38の1・2）によれば、上記支出先の1つである政和会は政治団体であることが認められるが、政治団体が政務調査研究を行わないとは限らないし、本件運用基準においても、各種議員連盟の会費の支払に政務調査費を支出することは、注意を要するとの附言があるものの禁止されていないことは、前記のとおりであって、政和会の年会費等の支払のために政務調査費を支出しても、直ちに外形的事実が存在するということはできない。」

4 原判決10頁25行目の次に、以下を加える。

「この点、控訴人は、乙9及び10は、塚崎が委託した調査業務に係る成果物とはいはず、他に成果物といえるものが証拠として提出されていないから、調査研究費としての支出は本件運用基準に違反している旨主張する。しかし、乙9は、生薬栽培の産業面における可能性を調査研究した文書であり、乙10は、主に能登地域での産業の生成や発展の可能性を調査検討した文書であって、塚崎が委託した業務に関する成果物ということができるし、本件運用基準は、調査研究費としての委託料について、有体物としての成果物があればこれを保管することを規定したものであり、口頭での報告などは当然に成果物が残るとは限らないから、成果物がないからといって、政務調査費の支出が直ちに本件運用基準に違反することになるものでもない。」

5 原判決11頁20行目から23行目までを次のとおり改める。

「前記前提事実及び証拠（乙6の1ないし12、35、原審証人吉田修）によれば、吉田は、政務調査活動の補助のため、第三者（個人）に対し、同活

動に係る資料整理及びパソコン入力の業務を委託し、その委託料として合計36万円を支払い、その支払に充てるために政務調査費を支出したことが認められる。この事実によれば、上記委託料は、本件使途基準の調査研究費又は人件費に当たると認められるから、上記支出が違法であるとは認められない。」

6 原判決12頁12行目から13頁6行目までを次のとおり改める。

「ア 前記前提事実並びに証拠（甲37、乙12、13、36ないし39、原審における証人田中博人及び同藤村均）によれば、田中との業務委託契約の受託者である株式会社サンアールは、田中及びその親族が取締役を務める会社であり、人材派遣業を主として営んでいて5、6名の従業員がいること、同社の社屋の一角に田中の事務所も設けられていたところ、田中から委託された業務の遂行に当たる担当者が常駐し、田中からの指示ないし要請に応じて、道路整備、防災、観光、交通等の県政全般について、種々の調査研究や各方面からの聞き取り、現地視察、資料収集等を行い、その結果を書面又は口頭で田中に報告したり、県政に関連した新聞記事等を切り抜いてファイルにまとめたりしていたこと、また、そのような活動の他にも、県民からの相談に対応したり意見を聴取したりし、田中からの指示や依頼がなくても、自主的に必要と判断する調査活動を行い、その結果を田中に報告したりすることもあったことが認められる。これらの事実によれば、株式会社サンアールの従業員は、田中から委託された政務調査研究のための活動にとどまらず、より幅広く田中の秘書的な活動も行っていたと認められ、田中と少なくとも上記担当者との関係は実態として雇用に類する面があり、上記業務委託契約に基づく業務委託料は、そのような面を含むこれらの活動全体の対価というべきである。

そうすると、本件使途基準の調査研究費としての委託料は、委託に係る調査研究と当該委託料が全体として対価関係に立つことを前提にしている

と解されるから、上記業務委託料について、調査研究費の支出といえる部分のあることはもちろんであるが、雇用に類する面がある秘書的な活動の対価もその一部に含まれていると考えられるのであって、その全額が調査研究費の支出に当たると解することはできない。

そして、上記業務委託料のうち、どの部分が調査研究費としての支出に当たるかは明確には判別できないが、上記の実態に加え、本件運用基準が、政務調査費に充当できる人件費として月額15万円（年額180万円）以内と規定していることを考慮すると、上記業務委託料のうち180万円を超える部分（36万円）の支払のために政務調査費を支出したのは、この限度において本件使途基準に適合せず、政務調査費の本来の使途及び目的に適合するとはいえないから、違法であるというべきである。

イ 控訴人は、上記業務委託契約は議員活動業務の委託契約であると主張するが、上記業務委託契約が調査研究等の業務の委託を主たる内容とすることは、契約書の記載に照らしても明らかであるから、控訴人の主張は採用することができない。

また、控訴人は、田中が平成22年度政務調査費収支報告書において上記業務委託料を調査研究費として報告しているから、支出の違法性をこれと異なる人件費に適合するか否かによって判断することは許されないと主張するが、支出の違法性の有無を判断するに当たり、当該議員の収支報告書の記載の在り方に必ずしも拘束されることは、上記説示のとおりであるから、控訴人の上記主張も採用することができない。」

7 原判決13頁7行目の「ただし、」の次に「収支報告書の記載によって認められるところの」を加え、同8行目から9行目にかけての括弧書きを削り、同12行目から13行目にかけての「原告の請求はこの限度で認容するのが相当である。」を「塙崎及び田中は、被控訴人に対し、それぞれ上記金額の限度で不当利得として返還すべき義務を負う。」に改める。

8 原判決13頁23行目の冒頭から24行目の「解される。」までを「これに對し、控訴人は、本件条例9条1項が、収支報告書等の提出期限のみならず、概算払として交付された政務調査費の精算期限が翌年度の4月30日であることを規定するものであるとして、その返還義務は、翌年度の4月30日という確定期限の定めがある債務であると主張する。」に改め、同14頁4行目末尾の次に「このことは、交付を受けた政務調査費に係る残余があるときの返還義務を規定した本件条例11条が、その履行期限を何ら定めていないことからも裏付けられる。」を加える。

9 原判決14頁5行目の次に、以下を加える。

「3 以上によれば、被控訴人に対し、塙崎は22万5874円を、田中は19万8136円を、それぞれ不当利得として被控訴人に返還する義務を負ったところ、原判決後になって、塙崎及び田中がそれぞれ上記の金額を被控訴人に返還したというのであるから、塙崎及び田中の不当利得返還義務は、いずれも消滅したものである（なお、控訴人は、当審になって、この部分の請求を減縮している。）。」

#### 第4 結論

よって、控訴人の本件請求（ただし、当審における拡張及び減縮後の請求）は理由がなく、これらを全て棄却すべきところ、同旨の原判決は相当であるから、本件控訴をいずれも棄却し、控訴人の当審における拡張請求をいずれも棄却することとする。なお、控訴人が当審において請求を減縮したため、原判決主文1項及び2項はその効力を失ったから、その旨を主文で明らかにすることとする。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 内 藤 正 之

裁判官 寺 本 明 広

裁判官小川紀代子は、転任のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 内 藤 正 之

## 別紙

## 議員等目録

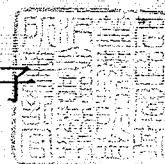
議員	控訴人主張 違法額	自己負担	原審 請求額	当審 当初請求額	当審 最終請求額
中川石雄	201,000		201,000	201,000	201,000
福村章	155,000	101,150	53,850	155,000	155,000
向出勉	120,000		120,000	120,000	120,000
米田義三	415,795	26,245	389,550	415,795	415,795
小倉宏眷	269,000		269,000	269,000	269,000
石田忠夫	1,000		1,000	1,000	1,000
紐野義昭	357,750	236,380	121,370	357,750	357,750
木本利夫	220,000		220,000	220,000	220,000
藤井義弘	156,000	9,897	146,103	156,000	156,000
山田憲昭	232,250		232,250	232,250	232,250
下沢佳充	145,000		145,000	145,000	145,000
塚崎康彦	1,402,000	74,126	1,327,874	1,402,000	1,176,126
吉田修	446,000	125,118	320,882	446,000	446,000
宮下登詩子	39,700		39,700	39,700	39,700
山根靖則	106,240		106,240	106,240	106,240
若林昭夫	14,000		14,000	14,000	14,000
盛本芳久	41,000		41,000	41,000	41,000
庄源一	10,000		10,000	10,000	10,000
政心会こと田中博人	2,163,000	161,864	2,001,136	2,163,000	1,964,864

これは正本である。

平成27年4月15日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 小川 美穂子



平成27年4月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(行コ)第10号 政務調査費返還請求控訴事件

(原審 金沢地方裁判所平成25年(行ウ)第6号)

口頭弁論終結日 平成27年2月4日

判 決

金沢市

控訴人

金沢市鞍月1丁目1番地

被控訴人 石川県知事

谷本正憲

同訴訟代理人弁護士 小堀秀行

森岡真一

同 指定代理人 増田勉

森岡一登

同 原田涉

二木子

同 吉田朗哉

大黒拓哉

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。
- 3 なお、原判決主文1項は、控訴人の請求の減縮により、失効している。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

原判決を次のとおり変更する。

- 1 被控訴人は、田中博人に対し、184万4292円及びこれに対する平成24年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

- 2 被控訴人は、藤井義弘に対し、750円を支払うよう請求せよ。
- 3 被控訴人は、山根靖則に対し、459円を支払うよう請求せよ。
- 4 被控訴人は、増江啓に対し、444円を支払うよう請求せよ。
- 5 被控訴人は、若林昭夫に対し、350円を支払うよう請求せよ。

## 第2 事実関係

### 1 事案の概要

(1) 本件は、石川県の住民である控訴人が、①同県議会議員である田中博人（以下「田中」という。）は、平成23年度に交付を受けた政務調査費について、石川県政務調査費の交付に関する条例所定の使途基準に反する違法な支出をしたから、同県に対して上記違法支出に係る金額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるところ、被控訴人がその返還請求を怠っていると主張して、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、上記違法支出に係る金額の一部に相当する184万4292円の返還（なお、原審においては211万5708円の返還を求めていたが、当審において、この請求額をいったん216万円に拡張し、最終的に184万4292円に減縮した。）及びこれに対する履行期限の翌日である平成24年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を田中に請求するよう求めるとともに、②同県議会議員である藤井義弘（以下「藤井」という。）、山根靖則（以下「山根」という。）、増江啓（以下「増江」という。）及び若林昭夫（以下「若林」という。）は、それぞれ平成23年度に交付を受けた政務調査費の一部を平成25年4月30日又は同年5月1日に返還したが、履行期限の翌日である平成24年5月1日から支払日までの民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うべきであるところ、被控訴人がその支払請求を怠っていると主張して、被控訴人に対し、同号本文に基づき、藤井に上記遅延損害金に相当する750円、山根に同じく459円、増江に同じく444円及び若林に同じく350円の支払をそれぞ

れ請求するよう求めた事案である。

- (2) 原審は、①控訴人が問題とした田中の業務委託料の支出について、その一部が使途基準に適合しないから違法であると判断し、また、②返還された政務調査費に係る履行期は到来していなかったから、遅延損害金は発生していないと判断して、控訴人の本件請求について、被控訴人に対し、田中の上記違法支出額からその自己負担額を控除した残額である31万5708円の支払を田中に請求するよう求める限度で認容し、その余をいずれも棄却した。
- (3) 控訴人は、敗訴部分の取消し等を求めて控訴したが、田中が被控訴人に対して原判決認容額を任意に返還したため、当審において、前記のとおり請求を減縮した。

## 2 関係法令等の定め及び前提事実

本件の関係法令等の定め及び前提事実は、次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の第2の2及び3に記載されたとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁10行目の次に以下を加える。

「(4) 石川県政務調査費運用基準（以下「本件運用基準」という。乙3）  
石川県議会は、本件使途基準をより一層具体化した自主的な運用基準である本件運用基準を策定しているところ、これによれば、調査研究費としての委託料及び人件費の各費目について、それぞれ次のように規定されている。

### ア 調査研究費としての委託料

#### (ア) 内容

個人・団体に調査研究を委託する経費

#### (イ) 政務調査費が充当できるもの（積算または充当限度等）

実費

#### イ 人件費

(ア) 内容

政務調査研究補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料

(イ) 政務調査費が充当できるもの（積算または充当限度等）

実費で、按分の場合、議員が雇用するときは2分の1以内かつ月15万円以内」

(2) 原判決4頁20行目の次に以下を加える。

「(4) 田中の業務委託契約

ア 田中は、平成21年3月31日、株式会社サンアールとの間で、次のとおりの内容の業務委託契約書（以下「本件業務委託契約書」という。）を取り交わして、業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結した（乙5）。

(ア) 委託料

月額18万円

(イ) 委託業務

調査研究、聞き取り調査、地域情勢観察、その他

(ウ) 期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間

イ 本件業務委託契約は、上記期間の満了時に自動更新され、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間、延長された。田中は、株式会社サンアールに対し、上記1年間の委託料として合計216万円（以下「本件業務委託料」という。）を支払った（甲4の1ないし12、乙5、弁論の全趣旨）。

(5) 田中の平成23年度政務調査費の收支状況

ア 田中は、平成23年度の政務調査費の收支について、次のとおりの記載内容の收支報告書（以下「本件収支報告書」という。）を石川県議会議長に提出した（甲3、弁論の全趣旨）。

(ア) 収入 360万円  
(イ) 支出 364万4292円

(費目ごとの内訳)

調査研究費 262万6845円  
会議費 1万8790円  
資料購入費 9万4763円  
事務費 25万3894円  
人件費 65万円

(ウ) 残額 -4万4292円

イ 上記支出のうち調査研究費の費目には、本件業務委託料が含まれていた（弁論の全趣旨）。

(6) 藤井、山根、増江及び若林各議員の政務調査費の一部返還  
藤井、山根、増江及び若林各議員は、平成23年度政務調査費収支報告書の一部に誤りがあったとして、これを修正し、藤井は平成25年4月30日に1万5000円を、山根は同年5月1日に9155円を、増江は同年4月30日に8888円を、若林は同日に7000円を、それぞれ被控訴人に返還した（甲6ないし9の各1・2）。」

### 3 爭点及び当事者の主張

(1) 本件の争点及び当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、後記(2)のとおり当審における主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3に記載されたとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決5頁3行目から5行目までを削る。

イ 原判決5頁16行目の冒頭から18行目の「から、」までを次のとおり改める。

「本件条例9条1項は、収支報告書等の提出期限のみならず、概算払として交付された政務調査費の精算期限が翌年度の4月30日であることを規

定するものであるから、政務調査費の支出が本件使途基準に適合しないときなどに会派又はその所属議員が負う不当利得の返還義務は、翌年度の4月30日という確定期限の定めがある債務である。したがって、」

## (2) 当審における主張

### ア 控訴人の主張

(ア) 原判決は、政務調査費の支出の違法性の有無を判断するに当たり、政務調査費の本来の使途及び目的に反する支出であるか否かという基準で判断している。

しかし、本件条例に基づいて定められた本件規程の本件使途基準は、政務調査費の各費用ごとに使途基準の内容を規定しているから、上記の違法性の有無は、収支報告書に記載された個々の費用ごとにそれに対応する本件使途基準に適合するか否かによって判断すべきである。

(イ) 本件業務委託契約は議員活動業務の委託契約であるから、田中が本件業務委託料の支払のために政務調査費を支出したことは違法である。

また、田中は、本件収支報告書において、本件業務委託料を調査研究費として報告しているから、上記支出の違法性の有無をこれと異なる人件費に当たるか否かによって判断することは許されないし、本件業務委託料は、調査研究を補助する職員の雇用に要する経費ではないから、本件使途基準及び本件運用基準にいう人件費にも当たらない。

なお、本件業務委託契約書上の株式会社サンアールの住所と本件業務委託料の領收証上の株式会社サンアールの住所とではその番地が異なっているから、両会社は同一でない。

### イ 被控訴人の主張

(ア) 原判決が説示する判断基準は、他の裁判例でも採用されており、何らの問題もない。

(イ) 本件業務委託契約は委託業務として調査研究を含むところ、株式会社

サンアールは、日常的かつ継続的に委託の趣旨に沿った調査研究業務を遂行したから、本件業務委託料は、本件使途基準の調査研究費に当たる。仮にそうでないとしても、株式会社サンアールは、少なくとも調査研究の補助業務を遂行したから、本件業務委託料は、本件使途基準の人件費に当たる。

また、政務調査費の支出について会派又はその所属議員が負う返還義務は、法律上の原因がない場合に発生するのであるから、その適否の判断は、当該議員が作成した収支報告書の記載内容に拘束されない。したがって、本件収支報告書において調査研究費として報告されている本件業務委託料が、本件使途基準の調査研究費に当たらなくても、人件費に当たるのであれば、違法な政務調査費の支出とはならない。

なお、控訴人の主張する本件業務委託契約書上の株式会社サンアールの住所と本件業務委託料の領収証上の株式会社サンアールの住所との相違は、住所変更登記の申請手続が遅滞したことである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の本件請求（当審における減縮後の請求）は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正し、後記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第4の1及び2に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決7頁5行目から25行目までを次のとおり改める。

「(2) 前記前提事実並びに証拠（甲5、乙6の1ないし20、7、9ないし14）及び弁論の全趣旨によれば、本件業務委託契約の受託者である株式会社サンアールは、田中及びその親族が取締役を務める会社であり、人材派遣業を主として営んでいて5、6名の従業員がいること、同会社の社屋の一角に田中の事務所も設けられていたところ、田中から委託された業務の遂行に当たる担当者が常駐し、田中からの指示ないし要請に

応じて、道路整備、防災、観光、交通等の県政全般について、種々の調査研究や各方面からの聞き取り、現地視察、資料収集等を行い、その結果を書面又は口頭で田中に報告したり、県政に関連した新聞記事等を切り抜いてファイルにまとめていたこと、また、そのような活動の他にも、県民からの相談に対応したり意見を聴取したりし、田中からの指示や依頼がなくても、自主的に必要と判断する調査活動を行い、その結果を田中に報告したりすることもあったことが認められる。これらの事実によれば、株式会社サンアールの従業員は、田中から委託された政務調査研究のための活動にとどまらず、より幅広く田中の秘書的な活動も行っていたと認められ、田中と少なくとも上記担当者との関係は実態として雇用に類する面があり、本件業務委託料は、そのような面に基づく部分を含むこれらの活動全体の対価というべきである。

そうすると、本件使途基準の調査研究費としての委託料は、委託に係る調査研究と当該委託料が全体として対価関係に立つことを前提にしていると解されるから、本件業務委託料について、調査研究費の支出といえる部分のあることはもちろんあるが、雇用に類する面がある秘書的な活動の対価もその一部に含まれていると考えられるのであって、その全額が調査研究費の支出に当たると解することはできない。そして、本件業務委託料のうち、どの部分が調査研究費としての支出に当たるかは明確には判別できないが、上記の実態に加え、本件運用基準が、政務調査費に充当できる人件費として月額15万円（年額180万円）以内と規定していることを考慮すると、本件業務委託料のうち180万円を超える部分（36万円）の支払のために政務調査費を支出したのは、この限度において本件使途基準に適合せず、政務調査費の本来の使途及び目的に適合するとはいえないから、違法であるというべきである。以上の認定説示に反する控訴人及び被控訴人の各主張は、いずれも採用するこ

とができない。」

- (2) 原判決 7 頁 26 行目の「なお、」の次に「本件収支報告書の記載によって認められるところの」を加え、同 8 頁 1 行目から 2 行目にかけての括弧書きを削る。
- (3) 原判決 8 頁 11 行目の「本件で」の次に「田中、」を加える。
- (4) 原判決 8 頁 14 行目から 20 行目までを「これに対し、控訴人は、本件条例 9 条 1 項が、収支報告書等の提出期限のみならず、概算払として交付された政務調査費の精算期限が翌年度の 4 月 30 日であることを規定するものであるとして、政務調査費の支出が本件使途基準に適合しないときなどに会派又はその所属議員が負う返還義務は、翌年度の 4 月 30 日という確定期限の定めがある債務であると主張する。」に改める。
- (5) 原判決 8 頁 26 行目の「いえない。」の次に「このことは、交付を受けた政務調査費に残余があるときの返還義務を規定した本件条例 11 条が、その履行期限について何ら定めていないことからも、裏付けられる。」を加える。

## 2 当審における控訴人の主張に対する判断

- (1) 控訴人は、政務調査費の支出の違法性の有無を判断するに当たっては、原判決の挙げる政務調査費の本来の使途及び目的に反する支出であるか否かという基準ではなく、収支報告書に記載された個々の費用ごとにそれに対応する本件使途基準に適合するか否かによって判断すべきであると主張する。  
しかし、原判決は、その説示から明らかであるとおり、本件の政務調査費の支出が本件使途基準に適合するか否かという観点からその適法性を論じているのであり、本件使途基準を具体的な指標とした上で、政務調査費の本来の使途及び目的に反する支出であるか否かを検討する旨を説示しているのであるから、控訴人の上記主張は、原判決を正解しないものといわなければならない。

また、本件使途基準の適合性を判断するに当たって、当該議員が収支報告

書に記載した政務調査費の費用の区分に沿う必要があるか否かはさておき、本件では、本件業務委託料の支払が本件収支報告書で報告されたとおりの調査研究費の支出として許されるか否かという観点から判断をしているのであり、その支出として許容される範囲を決するに当たって、本件運用基準における人件費の定めをしんしゃくしているにすぎないのであって、この支出が人件費の支出として許容されるか否かという観点から判断をしているわけではないから、この点においても、控訴人の主張は当を得ないというほかない。

- (2) 控訴人は、本件業務委託契約は議員活動業務の委託契約であると主張するが、本件業務委託契約が政務調査研究の委託を主たる内容とすることは、本件業務委託契約書の記載に照らして明らかであるから、控訴人の主張は採用できない。
- (3) 控訴人は、本件業務委託契約書上の株式会社サンアールの住所と本件業務委託料の領收証上の株式会社サンアールの住所とではその番地が異なっているから、両会社は同一でないなどと主張するが、証拠（乙13）によれば、本件業務委託契約書上の住所は株式会社サンアールの旧住所にすぎず、番地がわずかに異なっていても同一の会社を意味することが認められるから、控訴人の上記主張も理由がない。

#### 第4 結論

よって、控訴人の本件請求（当審における減縮後の請求）は理由がないから、これを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。なお、控訴人が当審において請求を減縮したため、原判決主文1項はその効力を失っているから、その旨を明らかにすることとする。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 内 藤 正 之

裁判官 寺 本 明 広

裁判官小川紀代子は、転任のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 内 藤 正 之

これは正本である。

平成27年4月15日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 小川 美穂子

